

軍御代始也、京畿御家人等殊^ハ忠貞不可存貳之由相觸之、且可召進起請文之趣所被仰遣武藏守朝政并攝部頭入道寂忍等之許也、兩人去九日出門云云、

〔契利斯督記〕宗門穿鑿心持の事略○中

一國主吉利支丹宗門之仕置善惡有之○中農人町人職人等ニ日本ノ誓詞、南蠻ノ誓詞、○下セ、寺請ヲトリ、其後ハ一年モ二年モ改ノ沙汰無之サシヲカル、國有○下

〔鹿苑寺文書〕吉利支丹ころび申玄ゆらめんとの事

一我々は何年より何年まできりしたんにて御座候へ共、何年の御法度よりころび申候事、うたがひ無之候、今程なにの宗體にて御座候、

一吉利支丹宗旨に成、此前方ねがひ申候事、今に後悔にて御座候間、後々末代きりしたんに立歸る事仕間敷候、同妻子けんぞく他人へも其すゝめ仕間敷候、自然何方より伴天連參、こんひさんのはす、めど云共、此書物判をいたし申上は、其儀かつて以妄念にもおこし取あつかう事に同心いたすまじく候、もとのきりしたんに立歸るにをしては、玄ゆらめんとの起請文以テ、是をてつする者也、

一上ニハ天公でうす、さんたまりやをはじめたてまつり、もろくのあんしよの蒙御罰、死てはいんへると云於獄所、諸天狗の手に渡り、永々五寒三熱のくるしみを請、重而又現世にては、追付らざるになり、人に白癩黒癩とよばるべき者也、仍おそろしき、しゆらめんと如件、

寛永十貳年

十月

何之村

ころび

誰判

妻子判